

# ネーミングライツ導入に関する基本方針

平成25年 4月 1日制定  
令和 3年 4月 1日改定

## 1. 趣旨

この基本方針は市有施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設や、募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

## 2. ネーミングライツの概要

### (1) 導入の目的

- ・ 命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という）による施設の設置目的（文化芸術振興、スポーツ振興、レクリエーション等）への寄与
- ・ 施設の魅力を高めることによる利用者便益の向上
- ・ 市の自主財源の確保

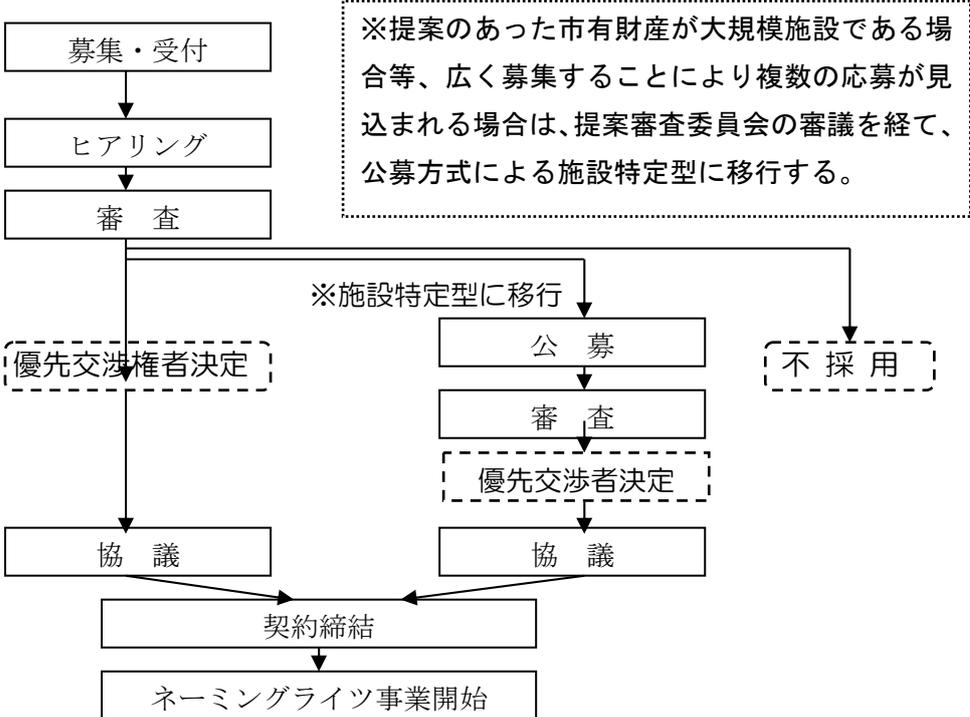
### (2) ネーミングライツの内容

ネーミングライツは、市とネーミングライツ・パートナーとの契約により、市の施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称の命名権を付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てる。

市はネーミングライツ導入後、ホームページや広報印刷物などにおいて愛称を積極的に使用する。ただし、条例上の施設名称は変更しない。

## 3. 導入手法について

「ネーミングライツ・パートナー」の募集については施設を特定しないで事業者からの企画提案を募集する【企画提案型】を基本とし下記の手順で行うが、当初より施設を特定し公募方式により募集を行う【施設特定型】の募集方法も可能とする。



※ネーミングライツ・パートナーの募集は別途募集要項に基づき行う。

#### 4. 対象施設

市が設置している公の施設及びその他の市有財産とし、施設の設置目的や規模、利用者数等を勘案し判断する。

具体的には、スポーツ施設、文化施設、公園など市の公共的な施設及び市道、橋梁を想定し、市庁舎、学校、保育園は対象施設から除外する。

#### 5. 命名権料の算定基準

提案された施設ごとに、提案審査委員会において施設の利用状況、メディアへの露出状況等を勘案し応募金額が妥当かどうか判断する。

#### 6. 協定期間

原則3年以上とする。

#### 7. 募集

##### (1) 募集の実施

①募集は原則公募により行う。

②募集に際し必要な事項については、別途募集要項等を作成する。

③ホームページ・広報かぬま・鹿沼ケーブルテレビ・報道機関への資料提供等多様な媒体を活用し広く周知する。

##### (2) 募集期間

4月1日から8月31日までとする。

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとします。8月31日が閉庁日の場合は、その前開庁日までとします。)

##### (3) 事業の開始日

原則として、翌年4月1日からとする。

#### 8. 愛称の付与の範囲

(1) 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する。

(2) 今回付与する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設名称の改正は行わない。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更は認めない。また、新名称(愛称)が定着するまで(概ね1年)、条例上の名称を併記する場合もある。

## 9. 名称変更に伴う費用の負担

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ ※2
契約期間終了後の原状回復		○ ※2
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 命名権料の他に別途負担

## 10. 応募資格

法人とし、下記の各号に該当する者は除く。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 市から指名停止を受けている期間中の者
- (4) 清算、破産、再生、更生手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託業者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団関係者
- (7) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に規定する金融商品取引業のうちネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者
- (8) 貸金業法（昭和 25 年法律第 32 号）に規定する貸金業者
- (9) 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）に規定する商品先物取引業者
- (10) ギャンブル（公営くじに関するものを除く。）に係るもの
- (11) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (12) 社会的な問題を起こしている者
- (13) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者

## 11. 審査及び契約の締結

### (1) 提案の審査

事業者からの提案に対し提案審査委員会（副市長、行政経営部長、該当市有財産所管部長で構成）を設置し、提案の内容を事業対象とすることの可否、事業対象とする場合の公募方式への移行の要否、その他等について審査する。

### (2) 公募方式への移行

提案のあった市有財産が大規模施設である場合等、広く募集することにより複数の応募が見込まれる場合は、提案審査委員会の審査を経て、公募方式に移行する。公募の方法等については別途募集要項に基づいて実施する。

(3) 審査方法

審査方法については『ネーミングライツ提案審査要領』に基づき委員の審議により行う。

(4) ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約の締結

審査に基づき提案事業が採用と決定次第、提案者に通知し実施内容について再度確認、協議の後、市とネーミングライツ・パートナーとの間で契約を締結する。

12. 命名権料の用途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とする。

13. 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約を解除できることとする。

14. ネーミングライツパートナーの公表、新名称（愛称）の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、事業者名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について公表するとともに、ホームページや広報かぬま等において新名称（愛称）を使用する。但し、使用にあたってはネーミングライツ・パートナーと協議し決定する。

15. 基本方針の適用時期等

この基本方針は、平成25年 4月 1日から施行する。

なお、本方針は、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しすることとする。